

屋外広告物のしおり

新宿区



1 屋外広告物

(1) 屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

屋外広告物というと商業広告がすぐ頭に思い浮かびますが、具体的なイメージや観念を表しているものは、上記①から④までの全ての要件を満たしていれば、営利的なものはもちろん、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

（屋外広告物に該当しないものの例）

- 工場、野球場、遊園地内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説等ののぼり旗等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（サーチライト及び文字のない単一色の板への照明）
- 音響広告

(2) 屋外広告物の規制とは

東京都では屋外広告物法に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、東京都屋外広告物条例を定め、屋外広告物の規制を行っています。

規制される広告物は、広告塔、袖看板、壁面看板、屋上看板、野立看板、広告幕、ポスターボード、アーチ、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板、電柱・標識利用広告、車体利用広告、プロジェクションマッピングなどで、屋外に掲出又は表示するものです。

新宿区内にこれらの屋外広告物を掲出又は表示しようとするときは、新宿区の許可が必要です。

また、広告主、広告物の設置者、所有者、管理者等は、日常的に広告物を点検し、異常を発見したときは直ちに補修を行うなど、常時良好な状態を保つ責任を負っています。

道路法、道路交通法、建築基準法など他の法令の基準を満たさないもの、公序良俗に反するもの、美観風致や周囲の環境を損なうもの、公衆に危害を及ぼすおそれのあるもの又は蛍光塗料・蛍光フィルムを利用したものなどは許可できません。

無許可で掲出又は表示したときは、条例により罰せられることがありますので、あらかじめお問い合わせください。

2 新宿区における屋外広告物を掲出できない区域及び物件

条例では、禁止区域（広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する地域又は場所）、禁止物件（広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する物件）を定めて、広告物の掲出を制限しています。しかし、そのような区域等でも、一定の要件を満たせば、例外的に広告物を掲出できる場合（適用除外広告物）があります。

| 区分 | 禁止区域・禁止物件 | 適用除外広告物 | |
|------|--|---|--|
| | | 許可を受けて出せる広告物 | 許可のいない広告物 |
| 禁止区域 | 禁止されている地域・場所の例 | 許可を受けて出せる広告物 | 許可のいない広告物 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○風致地区 ○文化財庭園等の周辺地域で、知事の定める範囲内（新宿御苑周辺地域） ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺・教会等の境内 ○公園、緑地、運動場、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道の路線用地 ○都庁周辺、首都高・都道外濠環状線・JR中央線の両側など知事の指定した地域 | <ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し、公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○公益上必要な施設又は物件（避難標識、案内図板等）に表示するもの ○知事の指定した沿道、沿線の禁止区域で、当該路線から展望できないもの | <ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○自己の管理する土地等に、管理上必要な事項を表示する場合で、基準面積以内のもの ○他の法令の規定により表示する広告物や公共・公益等の目的のもので規格に適合するもの（ただし届出が必要な場合もあります。） ○冠婚葬祭や祭礼等のためのもの ○公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの |
| 禁止物件 | 禁止されている物件の例 | / | <ul style="list-style-type: none"> ○非営利目的の集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等 （ただし、許可区域又は第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、文化財庭園周辺、沿道沿線の禁止区域内で、条件にあうもの） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、給排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、よう壁 ○その他知事の指定する物件 | | |
| | はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 | | |

3 自家用広告物の適用除外

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示する広告物等のことをいいます。社会生活のうえで最低限必要な（表示面積の合計が許可のいらない面積である）広告物については、一定の基準により、屋外広告物条例の適用が除外され、申請の必要がありません。（ただし、地域や地区により禁止されている事項、表示できる面積が決められています。また、他の法律や条例による規制があるときは、それまでも解除するものではありません。）

許可のいらない面積を超えた場合、許可区域においては一般規格に合えば許可を受けて表示できますが、禁止区域内は次の表の右欄の面積が表示の限度となります。この場合、許可がいない範囲の面積（5㎡又は10㎡）も含めて許可の対象となります。

自家用広告物の適用除外基準（新宿区における許可区域及び禁止区域内）

| 地域地区等 | 許可がいない表示面積（合計） | 禁止事項 | ※路線用地等から展望できる禁止区域内の禁止事項 | 禁止区域内において許可のできる面積 |
|--|--------------------------|---|--|--|
| <input type="radio"/> 第1種・第2種低層住居専用地域 <input type="radio"/> 第1種・第2種中高層住居専用地域 <input type="radio"/> 田園住居地域 <input type="radio"/> 風致地区 <input type="radio"/> 第1種文教地区 | 5㎡以下 | <input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 壁面からの突出 <input type="radio"/> ネオン管の使用 | <input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 （表示面積の 1/20 以下の場合には使用可。この表において以下同じ） | 20㎡以下 （ただし学校、病院は50㎡以下） |
| <input type="radio"/> 文化財庭園などの周辺地域で知事の定める地域（新宿御苑周辺地区） <input type="radio"/> 第2種文教地区 | 地域により 5㎡以下又は 10㎡以下 | <input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 光源の使用 <input type="radio"/> 高彩度の色彩の使用 | <input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用 | ※表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。（事業や営業の内容は表示できない。） |
| <input type="radio"/> 第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 | 10㎡以下 | | <input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用 | |
| <input type="radio"/> 都庁周辺（西新宿地区） | | <input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用 | | |
| <input type="radio"/> 全域における禁止物件 | 5㎡以下 | 橋、高架道路、高架鉄道、石垣等からの突出 | | |

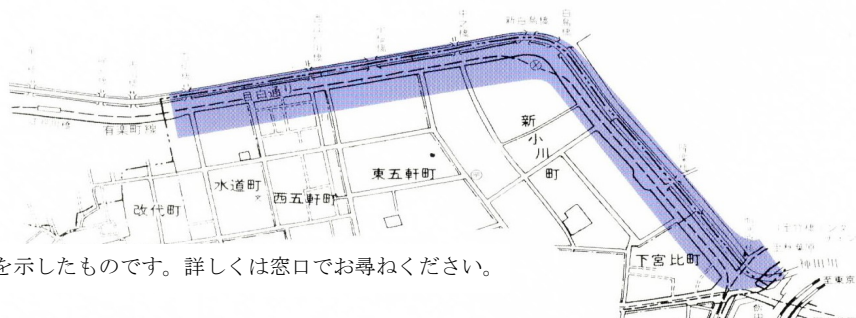
※条例第6条第1項第10号及び第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、展望できるもの。

例えば、都道外濠環状線、首都高の沿道・沿線など。

4 新宿区内の特殊な規制（東京都告示による規制等）

| | 規制区域 | 禁止事項等 |
|---|--|--|
|  | 風致地区 (条例第6条第1項第2号) (市ヶ谷、弁慶橋、明治神宮内外苑付近) | 全面禁止（自家用広告物の適用除外あり） |
|  | 都道 外濠環状線の沿道 (告示第151号) (神楽坂1丁目～四谷1丁目) | 道路からの展望を目的とする広告物で 1 赤色光を使用するもの（表示面積の20分の1以下かつ5㎡以下のものを除く。） 2 点滅するもの（緩慢なものを除く。） 3 露出したネオン管を使用するもの |
|  | 都道 外濠環状線の沿道 (告示第151号) (四谷1丁目～港区元赤坂2丁目) | 道路から展望できる広告物（自家用広告物の適用除外あり） |
|  | JR 中央線の沿線 (告示第151号) (中央線の南側及び北側200m以内。 商業地域除く) | 全面禁止（自家用広告物の適用除外あり） |
|  | 首都高速5号池袋線 (告示第151号) 首都高速中央環状線 (告示第151号) | 道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15メートルまでの空間 |
|  | 首都高速4号新宿線 (告示第151号) | 道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から上の空間 |
|  | 都庁周辺 (告示第153号) (西新宿1丁目・2丁目) | 全面禁止（自家用広告物の適用除外あり） |
|  | 西新宿地区 (告示第153号) (西新宿1丁目・3丁目・6丁目) | 1 赤色光を使用するもの（表示面積の20分の1以下かつ5㎡以下のものを除く。） 2 点滅するもの（緩慢なものを除く。） 3 露出したネオン管を使用するもの |
|  | 新宿御苑周辺地区 (告示第480号) (大京町・四谷4丁目・内藤町・ 新宿1丁目・2丁目・3丁目・4丁目) | 地盤面から高さ20m以上の空間は禁止区域（自家用広告物の適用除外あり。ただし、眺望できるものは表示の制限あり。） 1 屋上への設置 2 光源を使用するもの 3 基準を超える彩度のもの |

首都高速5号池袋線



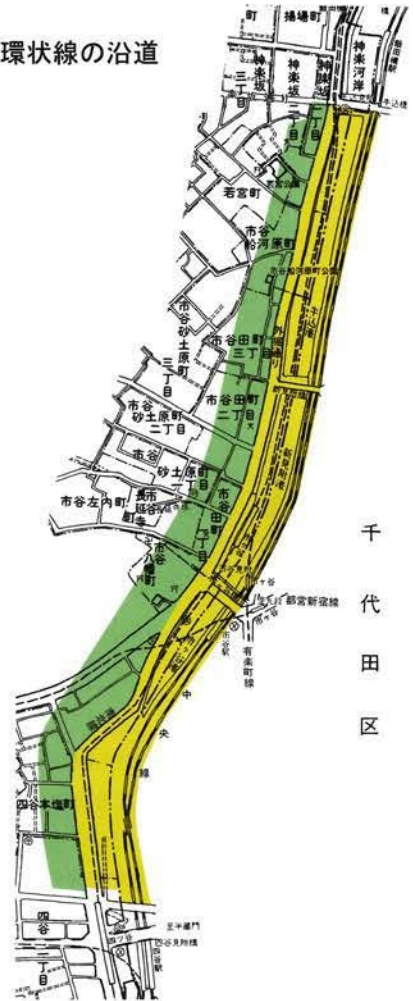
※地図は規制区域の概略を示したものです。詳しくは窓口でお尋ねください。

都庁周辺
西新宿地区

風致地区
都道外濠環状線の沿道

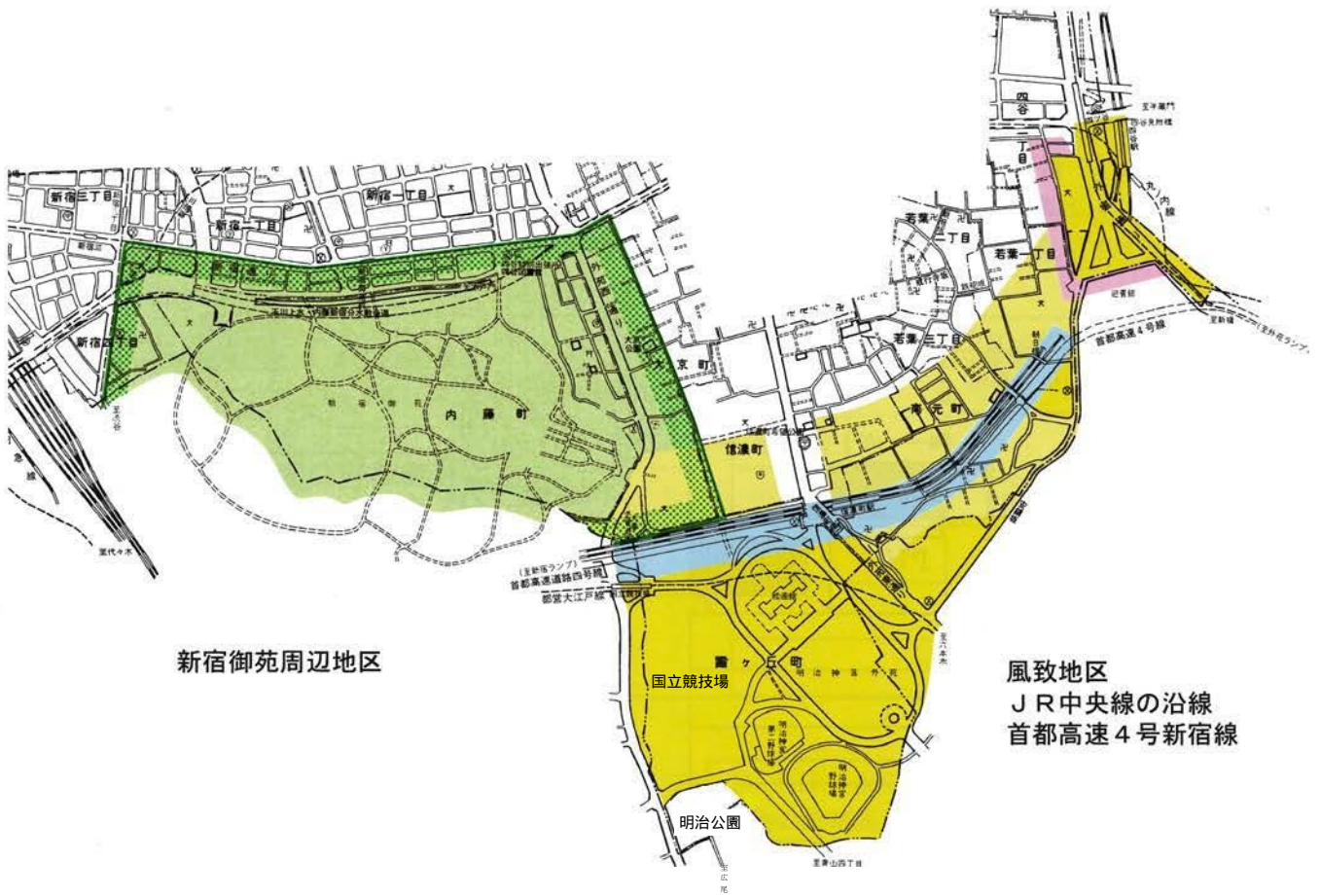


首都高速4号新宿線
首都高速中央環状線



千代田区

※地区は規制区域の概略を示したものです。詳しくは窓口でお尋ねください。



新宿御苑周辺地区

風致地区
J R中央線の沿線
首都高速4号新宿線

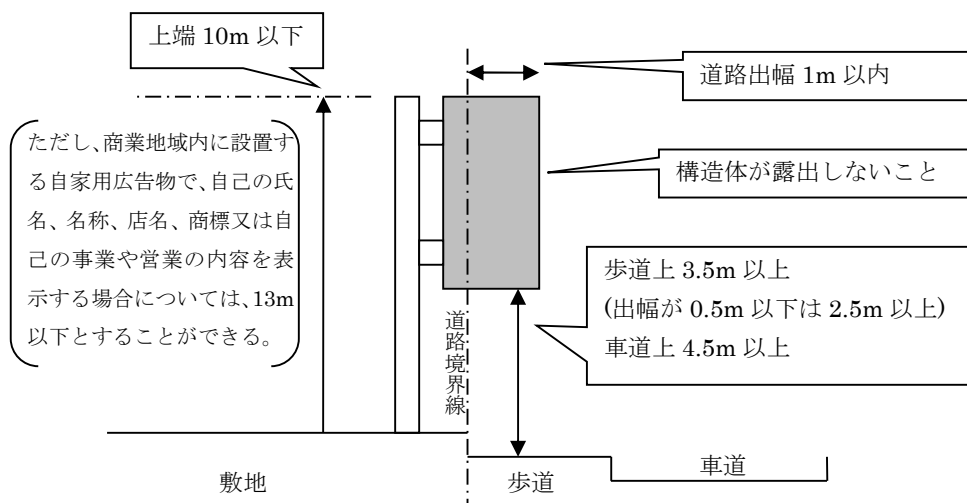
5 許可基準の概要

(1) 通則的基準の主なもの

- ① 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観や風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ② 公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ③ 蛍光塗料、蛍光フィルムは使用できません。
- ④ 信号機や道路標識等に似ているなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。

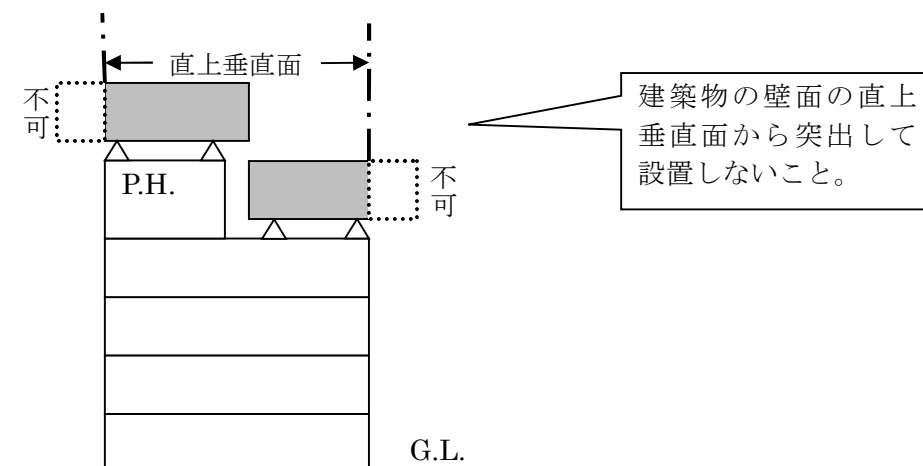
(2) 個別的基準の主なもの

- ① 広告塔・広告板
 - ア 土地に直接設置するもの

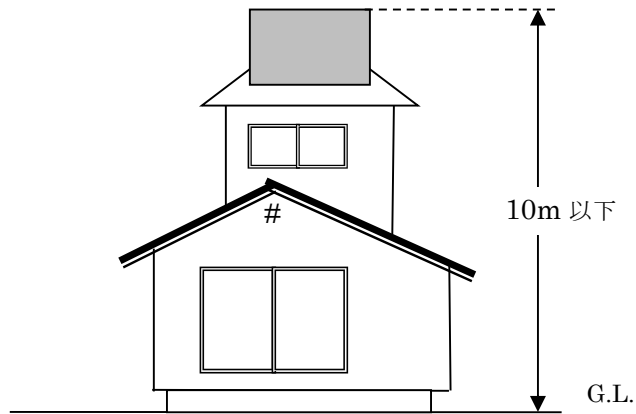


※ 鉄道の沿線（商業地域を除く）に設置する場合の制限（自家用広告物を除く）
 鉄道から展望できる野立広告物は、鉄道用地の境界線から 30m 以上の距離をとること、上端までの高さは 5m 以下とすること、表示面積は 30 m² 以下とすること、広告物の間隔は 50m 以上あけること、地色は黒及び原色を使用しないことなど。

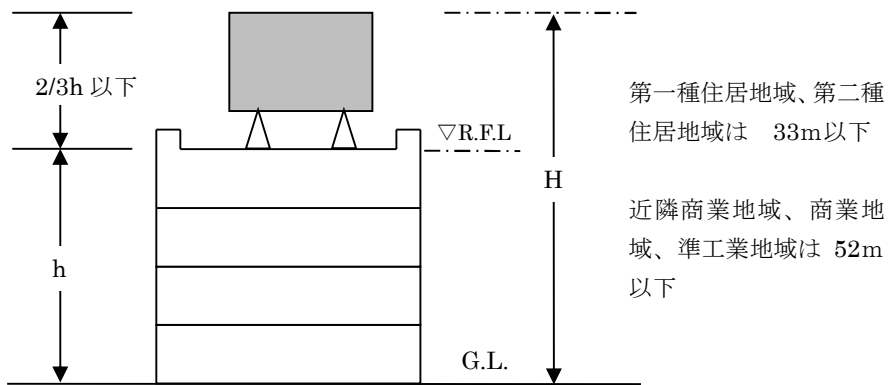
- イ 建物の屋上に設置するもの



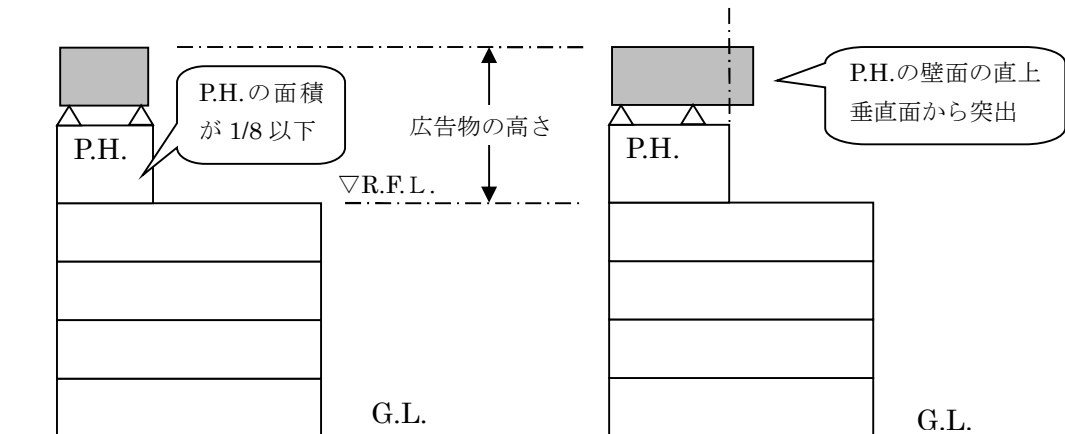
[木造の建物]



[鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物]



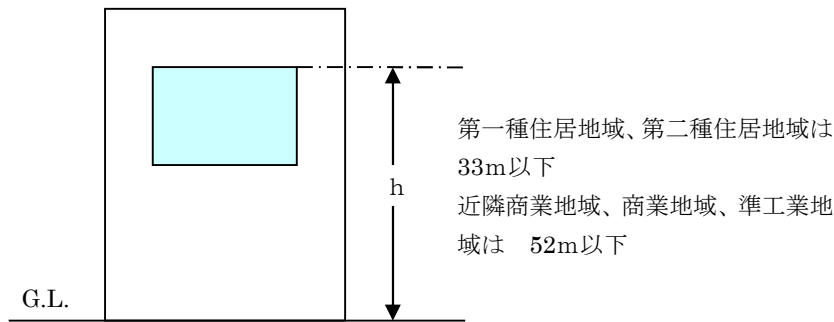
○P.H. (階段室、昇降機塔等) に設置する場合でも、以下のような場合は、P.H. の高さを建築物の高さに算入せず、広告塔等の高さを含めるものとします。



○ P.H.の水平投影面積の合計が、建築物の建築面積の 8 分の 1 以下のとき。

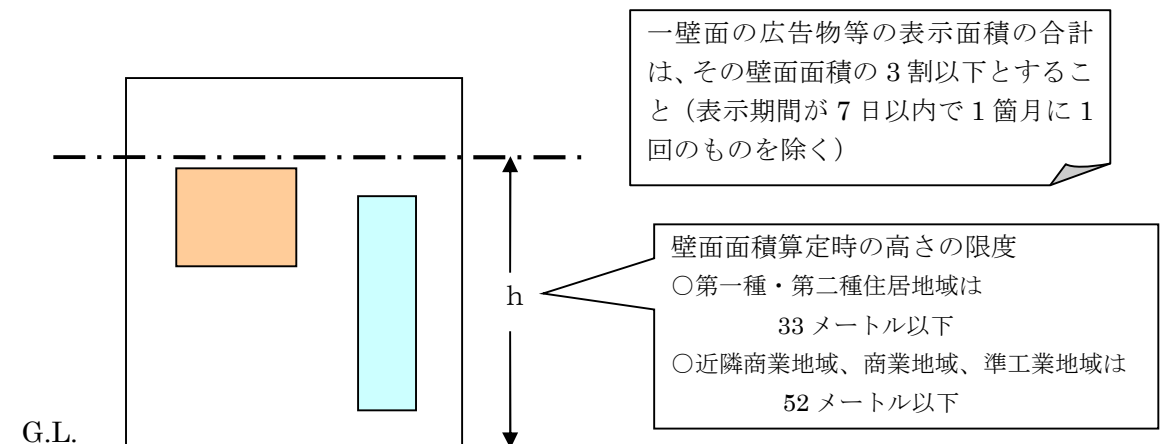
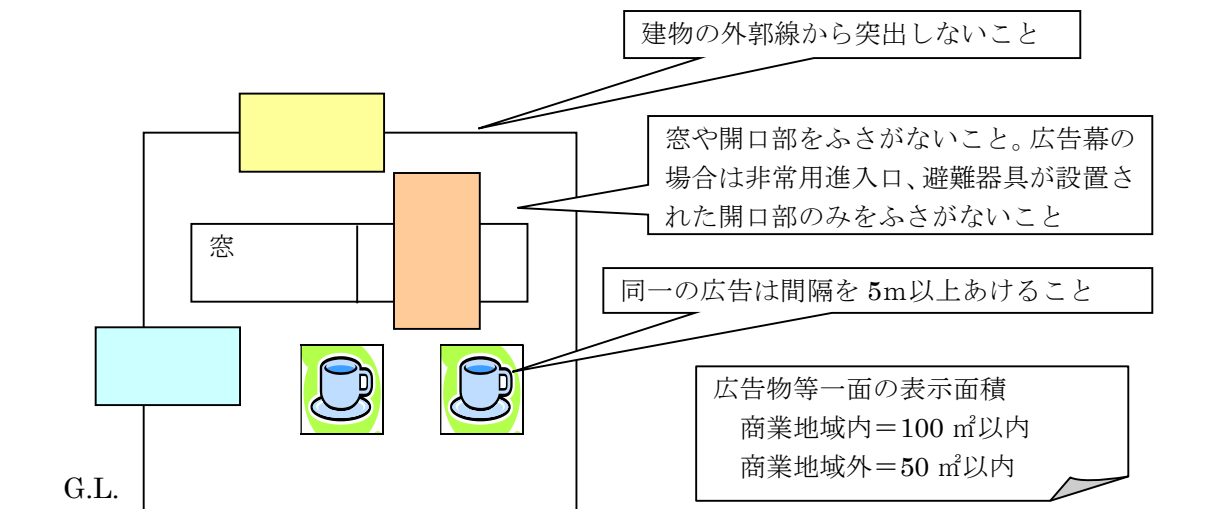
○ P.H.の水平投影面積の合計が、建築物の建築面積の 8 分の 1 を超えて、広告塔等が P.H.の壁面の直上垂直面から突出するとき。

② 壁面を利用する広告物等



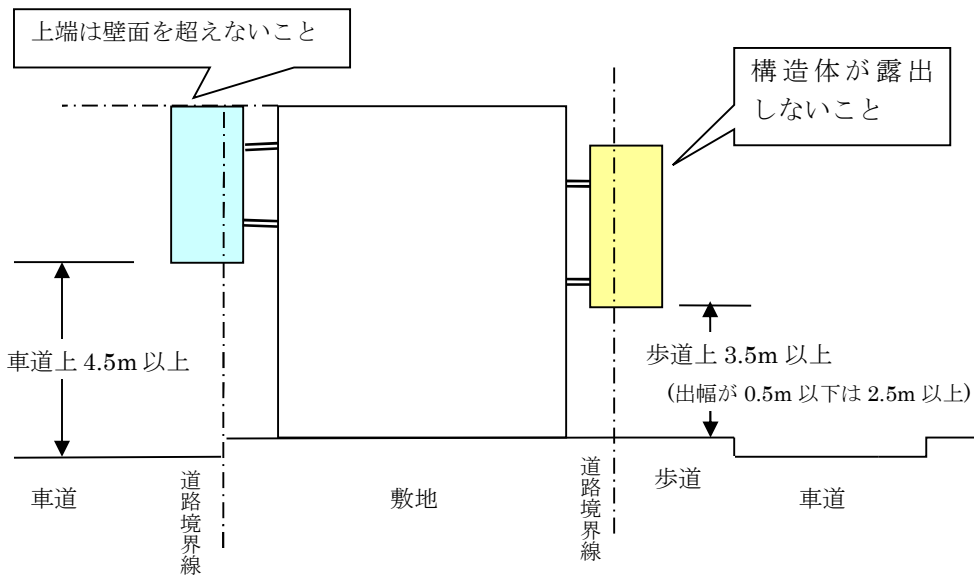
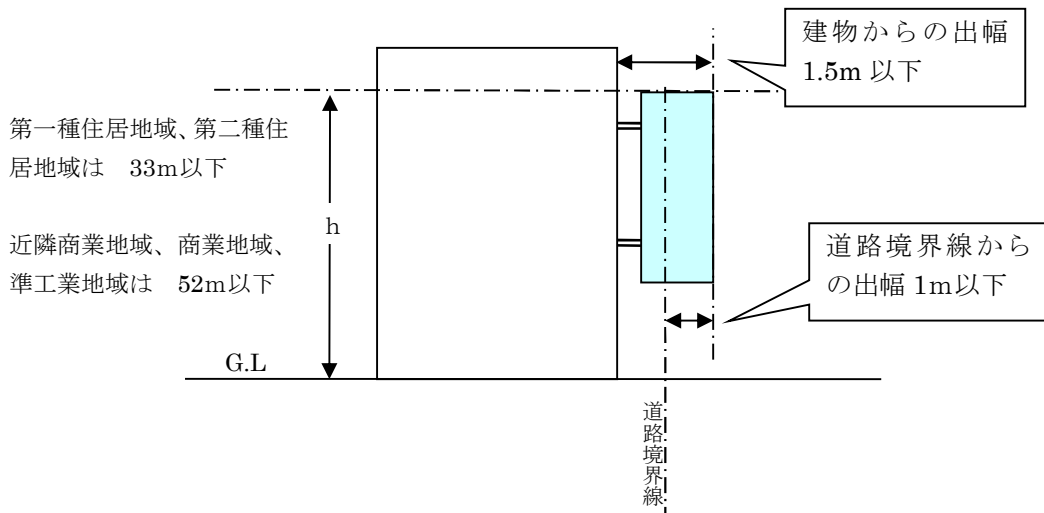
※ 自家用広告物では、特別にこの高さを超えて表示・設置できる場合があります。ただし、これは特別の措置であるため、美観及び建築物との調和について十分な配慮が必要です。

- 自己の氏名、名称、店名、商標を表示する。
- 光源が点滅しない。
- 広告物の文字、数字、商標等の上端から下端までの長さが基準以下である。



※ 布、ビニール等であっても、枠に固定したり、パネル状に取り付けるなど、表示面（幕の部分）が固定されたものは広告板として扱います。

③建築物から突出する広告物等（袖看板等）



④第一種・第二種住居地域内に表示する広告物等

第一種住居地域・第二種住居地域内に表示する広告物等の表示面積は、各広告物あたり 10 m^2 以下としてください（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画を除く）。

⑤第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から 50m 以内に設置する広告物等

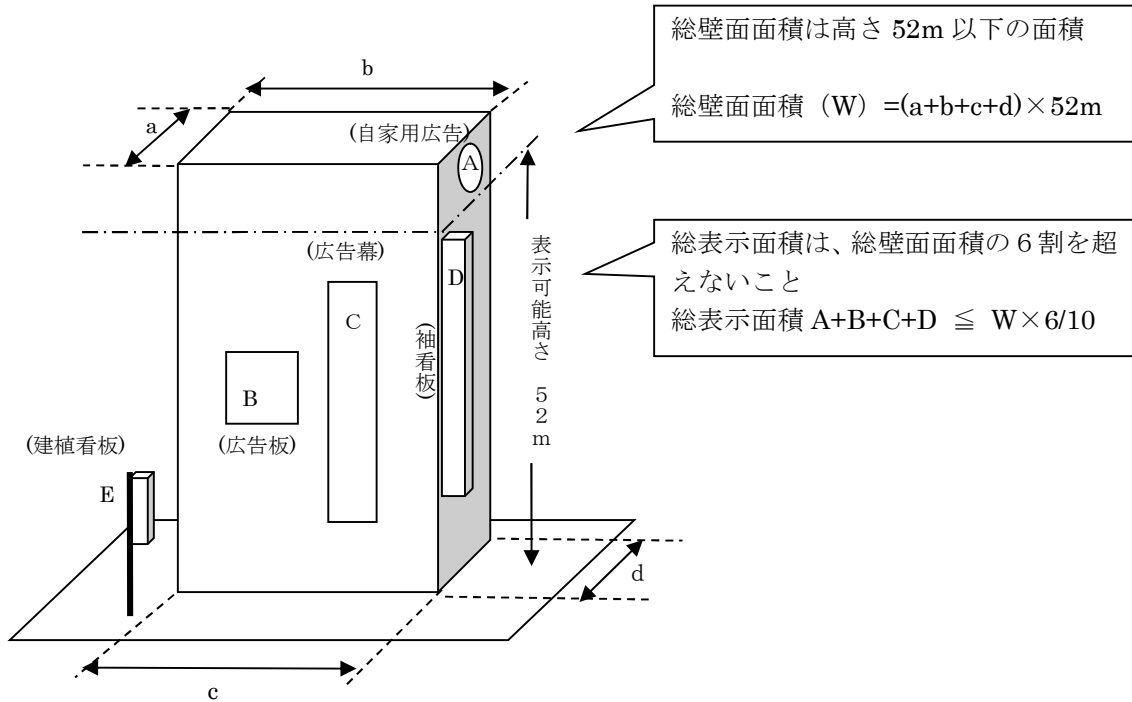
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについて、光源の点滅は禁止されています。

(3) 広告物等の総表示面積の規制（総量規制）

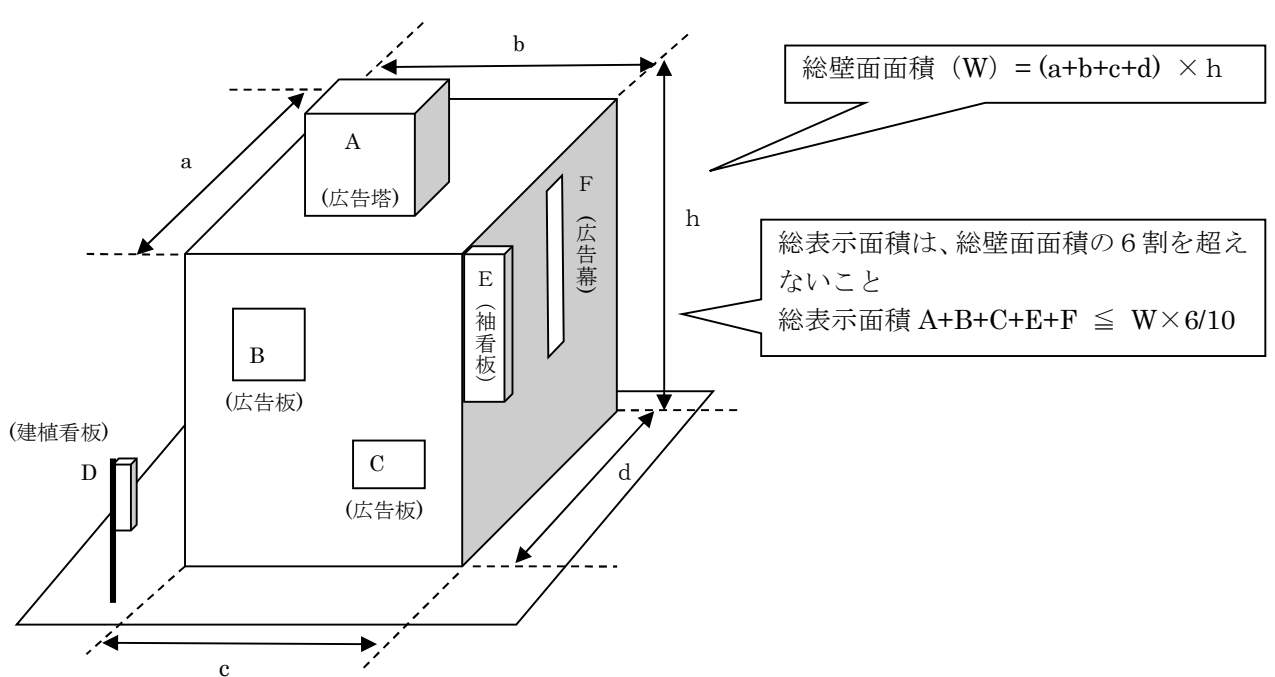
近隣商業地域、商業地域内における高さ 10m を超える建築物に表示する広告物等の表示面積は、総壁面面積（高さ 52m 以下の面積）の 6 割以内としてください。

ただし、表示期間が 7 日以内のものは除きます。

[建築物の高さが 52m を超える場合]



[建築物の高さが 52m 以下の場合]



(4) 文化財庭園等景観形成特別地区

① 表示等を制限する範囲（規制範囲）

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から 20m 以上の部分。新宿区では、新宿御苑の周辺地区（4 ページ参照）

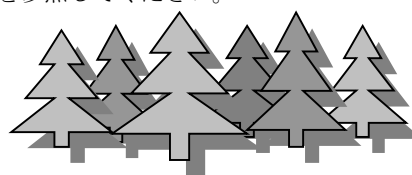
② 規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り表示できます。ただし、表示等に当たっては、下表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

| 区分 | 表示等の制限に関する事項 |
|-----------|---|
| 屋上設置の広告物 | <input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。 |
| 建物壁面の広告物 | <input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。 |
| 広告物の色彩 ※ | <input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、1つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【色相】</p> <p>0.1R～10R →</p> <p>0.1YR～5Y →</p> <p>5.1Y～10G →</p> <p>0.1BG～10B →</p> <p>0.1PB～10RP →</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【彩度】</p> <p>5 以下</p> <p>6 以下</p> <p>4 以下</p> <p>3 以下</p> <p>4 以下</p> </div> </div> |
| 表示等の制限の例外 | <input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。 |

※色彩については、東京都景観色彩ガイドラインを参照してください。



(5) 大規模建築物等（特定街区や総合設計など）

市街地再開発事業及び高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、再開発等促進区、総合設計などの都市開発手法を活用して建築された建築物に表示・掲出する広告物については、「東京都景観計画」の大規模建築物等景観形成指針に定める屋外広告物等の基準に適合する必要があります。

また、「都市開発諸制度」を活用して建築された建築物及びその敷地（公開空地、有効空地等）内に表示・設置する広告物等については、都市開発諸制度の基準等に適合する必要があります。

詳細は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課 03-5273-3831 にお問い合わせください。

(6) プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物）の基準等は次のとおりです。

(a) プロジェクションマッピングの許可の基準の概要

個別的基準の主なものは以下のとおりです。

- ① 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと。
- ② 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。
- ③ 土地に直接設置する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、6 ページ(2)①広告塔・広告板の「**ア 土地に直接設置するもの**」を参照してください。
- ④ 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、6 ページ(2)①広告塔・広告板の「**イ 建物の屋上を利用するもの**」を参照してください。
- ⑤ 建築物の壁面を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、8 ページ(2)②の「**壁面を利用する広告物等**」を参照してください。

(b) 適用除外のプロジェクションマッピング

公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもので、規則で定める基準に適合するものは、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示することができます（「適当除外広告物」については3 ページを参照）。

① 適用除外の基準

- ア 表示期間が3ヶ月以内
- イ 企業広告等（営利を目的として表示されるもの）の占める割合がおおよそ3分の1以下（面積×時間）
- ウ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有するもの
- エ 屋外広告物表示・設置届を提出したもの

② 適用除外のプロジェクションマッピングの規格

- ア 上記(b)①の基準を満たすプロジェクションマッピングについても、上記(a)の規格が適用されます。

イ 上記(b)①の基準を満たすプロジェクションマッピングで、表示期間が14日以内のものは、上記(a)の③から⑤までの規格にかかわらず表示することができます。

この場合、禁止区域においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設、歴史的文化施設等の敷地その他知事が定める地域若しくは場所で表示するものであって、周辺環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限ります。

ただし、高さ制限（33メートル又は52メートル）を超えるものは、次の要件いずれかに該当する必要があります。

(ア) 表示期間が7日以内

(イ) 一日当たりの表示時間が3時間以内

(ウ) 高さ制限を超えて表示できる部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下

(c) プロジェクションマッピング活用地区

地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、まちづくり団体等の申請に基づき、プロジェクションマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）を指定することができる制度です。

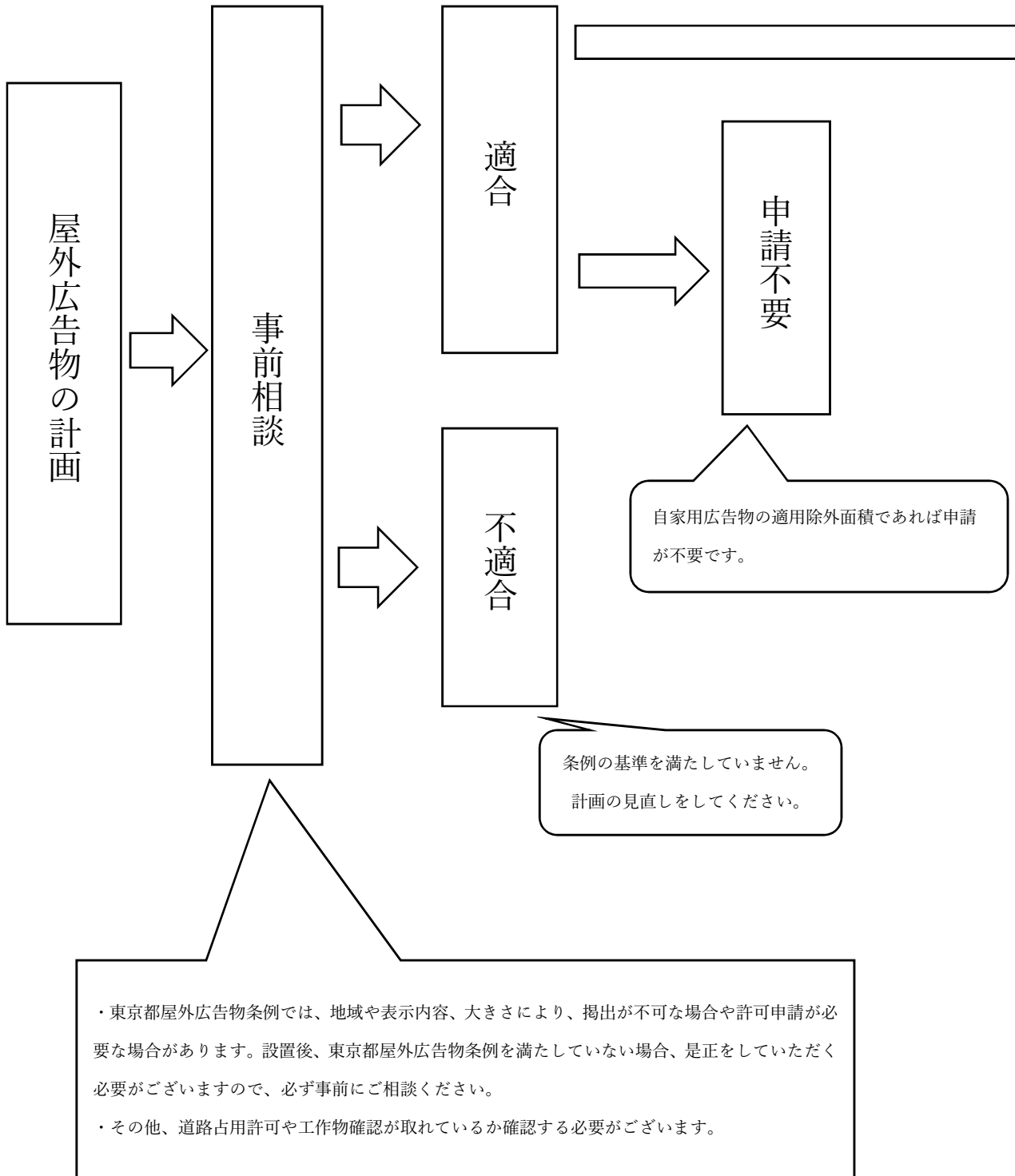
活用地区においては、地域の合意に基づき、当該活用地区におけるプロジェクションマッピングの面積、高さ等の基準（以下「表示基準」という。）や当該表示基準が適用される建築物等について定めることができます。

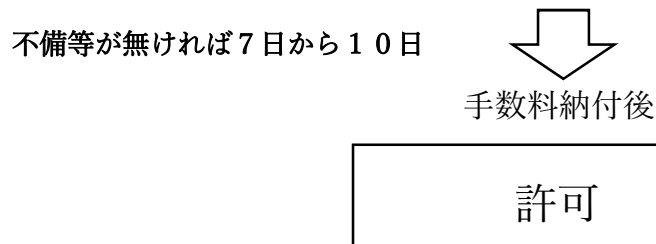
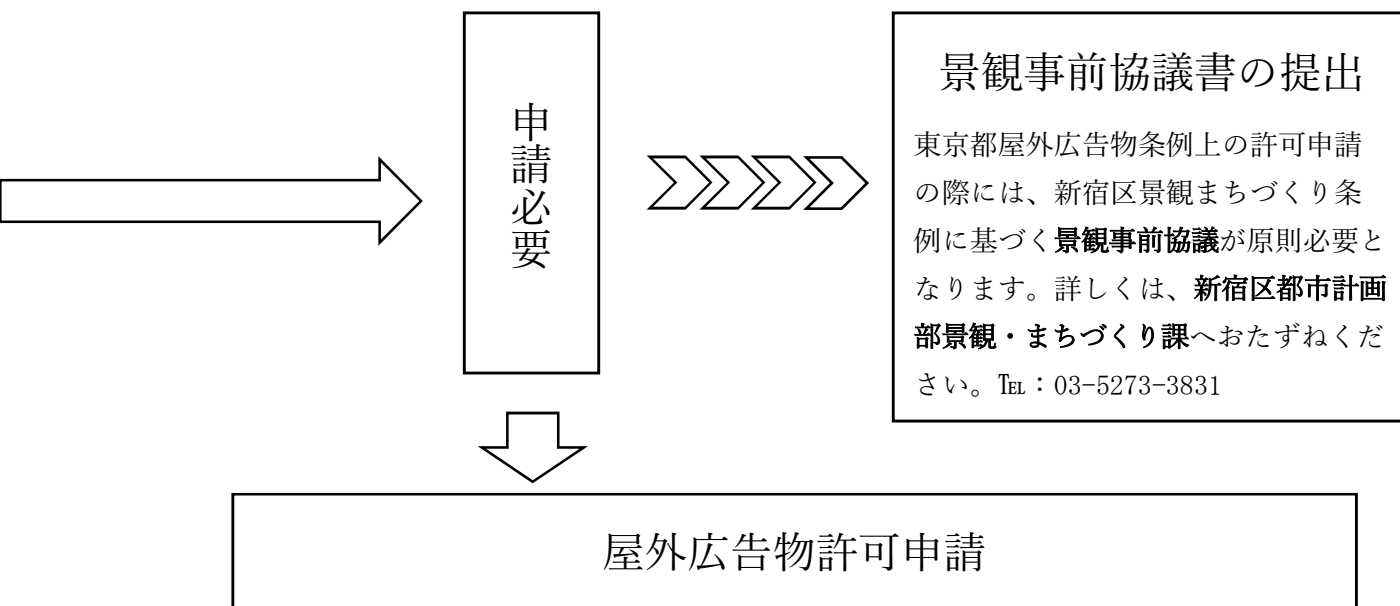
(参考)

このほか、プロジェクションマッピングに関する基準等の詳細については、東京都都市整備局ホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

屋外広告物申請のフローチャート

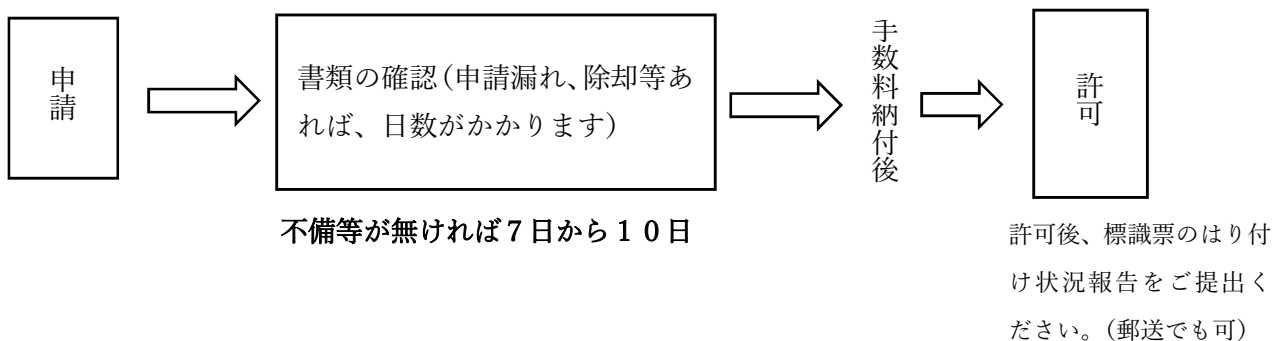
新規申請の場合





許可後、標識票のはり付け状況報告と屋外広告物取付け完了届をご提出ください。(※郵送でも可)

継続申請の場合



郵送希望の場合、切手・封筒(納付書用・許可書用計2部)をご用意ください。
 窓口での申請の場合、手数料に変更なければ、その場でお支払い可能です(現金のみ)。

6 許可申請の手続

申請書は、土木管理課占用係（新宿区役所本庁舎 7 階）で配布しているほか、東京都ホームページからもダウンロードできます。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_shosiki.htm)

(1) 新規申請の場合（提出部数 2 部）

① 申請書

設置場所がビルのときは、**ビル名も記入**してください。

② 添付書類

ア 図面（案内図、仕様書、着色したデザイン図、設計図〔配置図、建物立面図、建物平面図、看板詳細図、取付詳細図〕、ネオン等を使用するときは配線図）

イ 承諾書（他人の土地又は建物に掲出するとき）※所有者の押印が必要です。

ウ 委任状（申請手続きを委任するとき）※委任者（申請者）の押印が必要です。

エ 建物の壁面状況がわかる図面と現況のカラー写真（既設広告物があるときは、その物件の位置、表示面積を明示した図面及びカラー写真。）

オ マンセル値を表示した広告物の意匠図（新宿御苑周辺地区のみ）

カ 屋外広告物管理者の資格を証する書類のコピー（P.17(4)参照。）

キ 工作物確認済証のコピー（高さ 4 メートルを超える広告塔、広告板の場合。建築主事又は指定確認検査機関に申請。）

ク 道路占用許可書のコピー（袖看板等が道路上に突出する場合。道路管理者（区道の場合は土木管理課占用係）に申請。なお、併せて**道路使用許可**（所轄警察署に申請）も必要です。）

ケ 施工者の屋外広告業登録通知書のコピー

コ 景観事前協議書の写し（景観まちづくり課受付印の有るもの。）

●注意事項

- ・後日、所定の**許可申請手数料**（裏表紙参照）を納付していただきます。
- ・施工業者は、東京都の屋外広告業登録が必要です。登録申請は東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課（都庁第二本庁舎 12 階）で受け付けています。

(2) 継続申請の場合（提出部数 2 部）

① 申請書（新規申請と同じ）

② 添付書類

ア 案内図、広告物のカラー写真（3 か月以内に撮影したもの、**撮影日記入**すること）

イ 自己点検報告書（広告板、広告塔、アーチの場合。また、高さが 4 メートルを超えるもの、又は 10 m²を超える表示面積のものは、屋外広告物管理者（有資格者）の点検が必要です。）

ウ 承諾書・委任状（必要な場合のみ）

エ 道路占用許可書のコピー（袖看板等が道路上に突出する場合）

③ 許可申請手数料

(3) 許可後の提出書類

- ア 屋外広告物取付完了届（新規申請の場合のみ）
ビル全体と広告物のカラー写真を添えて提出してください。
- イ 標識票のはり付け状況の報告（新規申請・継続申請とも）
はり付け状況のわかる写真を添えて提出してください。

(4) 屋外広告物管理者

- ア 高さが4メートルを超えるか、又は表示面積が10㎡を超える広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯を設置したときは、屋外広告物管理者設置届が必要です。
なお、申請書又は屋外広告物管理者設置届には、管理者の資格を証明するもの（免許証、免状、登録証のコピー）を添付してください。（**屋外広告業登録通知書と屋外広告物講習会修了証は、屋外広告士の資格を証明するものではありません。**）
- イ 屋外広告物管理者の資格は、建築士、ネオン工事資格者、電気工事士、電気主任技術者、屋外広告士 のいずれかです。

[参考（様式例）]

- 設置承諾書（※所有者の押印が必要）
他人が管理し、又は所有する土地や建築物に広告物等を掲出する場合は、設置承諾書を提出してください。決まった様式はありませんが、下記様式例を参考にしてください。（設置についての許可又は承諾を証明する書面（契約書の写し）でも可）
- 委任状（※委任者の押印が必要）
申請手続きを代理人（広告業者等）に委任する場合は、委任状を提出してください。

| 承諾書 | 委任状 |
|----------------------------------|------------------------------------|
| 借主住所 | 年 月 日 |
| 氏名 様 | 新宿区長あて |
| 私の所有する（ ）に貴殿が屋外広告物を設置することを承諾します。 | 委任者住所 |
| 年 月 日 | 氏名 印 |
| 所有者 住所 氏名 印 | 私は下記の者を代理人と定め、屋外広告物許可申請の手続きを委任します。 |
| 表示又は設置場所 | 記 |
| 屋外広告物表示内容 | 代理人 住所 |
| 設置期間 | 氏名 |

お問合せは **新宿区みどり土木部土木管理課 占用係**
新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区役所本庁舎7階 2番窓口
電話番号（ダイヤル）03-5273-3574

屋外広告物許可申請手数料及び許可期間

| 種類 | 許可申請手数料 | | 許可期間 |
|---------------------------------|-----------------------------|---|-------|
| | 単位 | 金額 | |
| 広 告 板 広 告 塔 | 面積 5 m ² までごとにつき | 3, 2 2 0 円 | 2 年以内 |
| プロジェクションマッピング | 面積 5 m ² までごとにつき | 3, 2 2 0 円 <small>(ただし面積 1, 0 0 0 m²を超えるものにあつては 6 4 4, 0 0 0 円)</small> | 2 年以内 |
| 小 型 広 告 板 | 1 枚につき | 4 0 0 円 | 1 年以内 |
| は り 紙 ・ は り 札 等 | 5 0 枚までごとにつき | 2, 2 5 0 円 | 1 月以内 |
| 広 告 旗 | 1 本につき | 4 5 0 円 | 1 月以内 |
| 立 看 板 等 | 1 枚につき | 4 5 0 円 | 1 月以内 |
| 電柱・街路灯柱の利用広告 | 1 枚につき | 3 1 0 円 | 1 年以内 |
| 標 識 利 用 広 告 | 1 枚につき | 2 1 0 円 | 1 年以内 |
| 宣 伝 車 | 1 台につき | 4, 9 5 0 円 | 1 年以内 |
| バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの | 1 枚につき | 6 1 0 円 | 1 年以内 |
| 前記以外の車体利用広告 | 1 台につき | 1, 9 5 0 円 | 1 年以内 |
| ア ド バ ル ー ン | 1 個につき | 2, 8 5 0 円 | 1 月以内 |
| 広 告 幕 | 1 張につき | 9 9 0 円 | 1 月以内 |
| ア ー チ | 1 基につき | 1 0, 6 3 0 円 | 2 年以内 |
| 装 飾 街 路 灯 | 1 基につき | 5, 0 1 0 円 | 2 年以内 |
| 店 頭 装 飾 | 1 基につき | 1 9, 8 0 0 円 | 1 月以内 |

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

屋外広告物のしおり

印刷物作成番号

2023-7-3801

令和 5 年度
令和 6 年 4 月 1 日発行
編集・発行
新宿区みどり土木部土木管理課
東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1
電話 (03) 3209-1111

この印刷物は、業者委託により 900 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 210 円 (税込) がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。